

# 豊田市若手作家支援助成金のご案内

(公財) 高橋記念美術文化振興財団

この案内は手続きの概要を示したものです。詳細については当財団若手作家支援助成金交付要綱も併せてご確認ください。

## 1 助成制度の概要

**目的** 次代を担う若手作家の創造的美術文化活動を推奨し支援することにより、市民が美術文化事業に触れる機会を醸成し、もって地域における美術文化活動の向上、発展及び振興を図る。

**助成の対象者** 助成の対象者は、次のいずれかに該当する個人又は団体とします。ただし、個人の場合は概ね40歳未満であること。団体の場合は、助成の対象事業に出品する団体構成員の過半数が概ね40歳未満であること。

- ①豊田市出身又は豊田市内に在住、在勤若しくは在学の個人
- ②豊田市を拠点に活動する団体
- ③豊田地域にかかわりが深く特に必要と認める活動を行っている個人又は団体

※適用除外があります。詳細は要綱第4条等をご確認ください。

**対象事業** 豊田市美術館ギャラリー、豊田市民文化会館又は豊田市民ギャラリーで開催される美術展覧会で、企画性に富み、芸術的、社会的に価値の高い展覧会

○地域における貢献度が高いと判断される場合は、その他の場所で開催されるものであっても可。

※展示を伴わない活動は助成の対象になりません。

**助成金の額** 基準額：助成対象経費の実支出額の2分の1（上限20万円）

※ただし、事業の規模、内容、当財団の予算額等を勘案し金額を決定します。

**助成対象経費** ①会場借用料 ②会場設営費 ③印刷宣伝費  
④輸送費 ⑤作品制作にかかる原材料及び消耗品費

## 2 申請方法

**申請書類**

- ①助成金交付申請書（様式第1号）
- ②事業実施計画書（様式第1号の1）
- ③収支予算書（様式第1号の2）
- ④活動団体状況調（様式第1号の3）
- ⑤申請者の住所・氏名・年齢が確認できる本人確認書類の写し

●団体の場合：対象事業に出品する団体構成員全員の住所・氏名・年齢の一覧表または本人確認書類

**提出締切** 令和2年5月22日（金）までに財団事務局（豊田市美術館内）に提出してください

### 3 交付決定

- 申請締切日の約1か月半後に財団の審査を経て、助成金交付決定書で通知します。
- 対象事業は交付決定を受けた後に行ってください。

### 4 変更申請

- 助成金の額が変更になる場合をはじめとして事業の変更・中止をしようとする場合は、中止・変更申請書(様式第3号)を提出してください。添付書類については財団事務局にご相談ください。

### 5 実績報告

**報告時期** 事業完了後、完了日から起算して一か月を経過した日又は翌年度の4月5日のいずれか早い日までに、報告書類一式を提出。

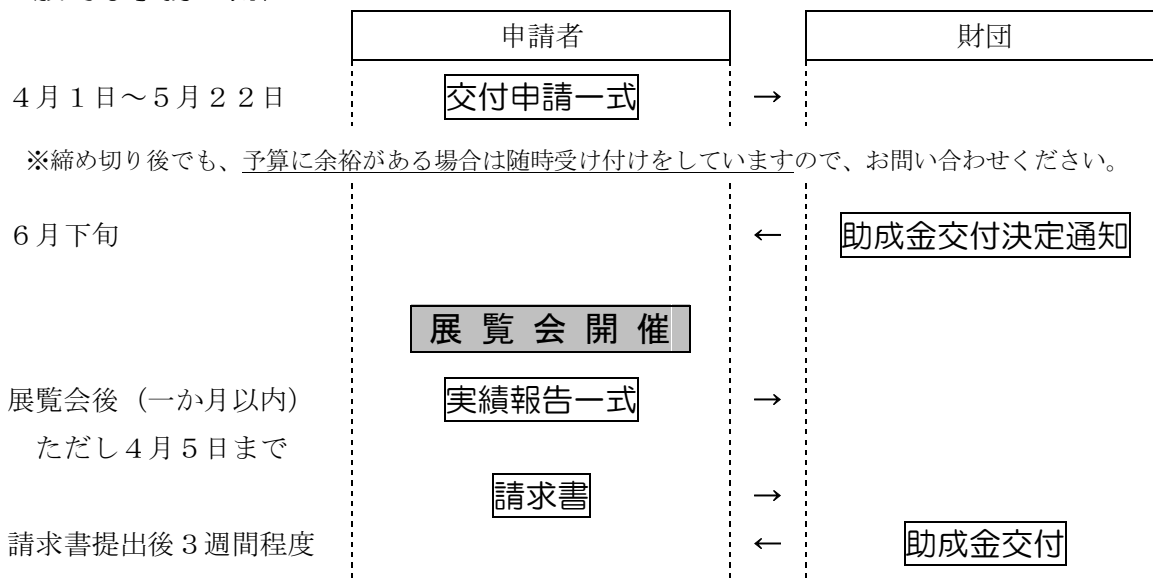
**報告書類**

①実績報告書(様式第4号)	②事業実施報告書(様式第4号の1)
③収支決算書(様式第4号の2)	④助成対象経費に係る領収書等の写し
⑤その他参考資料(印刷物、記録写真等)	

### 6 助成金の支払い

- 実績報告後に、請求書を提出してください。指定の口座に助成金を振り込みます。
- 申請者と口座の名義人が違う場合は、委任状が必要です。

### 7 一般的な事務の流れ



### 8 書類の提出先・お問い合わせ

公益財団法人 高橋記念美術文化振興財団  
豊田市小坂本町8丁目5番地1 (豊田市美術館内) 電話: 0565-34-6748